

## 【小型微利企業の 2020 年企業所得税納税の猶予について】

中国国家税務総局は新型コロナにより影響を受けた「小型微利企業」と個人事業者を税制面から支援するため 5 月 19 日付で国家税務総局公告 2020 年第 10 号公告を公布して、2020 年中の企業所得税予定納税の納税期限を来年 1 月の申告期限まで延期することを納税者が選択できる政策を明らかにしています。

### ■ 小型微利企業の企業所得税納税猶予政策

2020 年 5 月 1 日から 2020 年 12 月 31 日の期間で、小型微利企業が企業所得税の予定申告（通常は四半期ごとの申告となり、7 月に第 2 四半期分、10 月に第 3 四半期分）を行ったのち、本来納付すべき予定納税額については、2021 年の最初の申告期限（通常は 1 月）までその納税を猶予（納付時期の延期）することができるとしています。

申告の実務上は「A200000 中華人民共和国企業所得税月（季）度預繳納税申報表（A 類）」の『L15』の欄で納付を延期する方を選択すると自動計算で納付額がゼロになります。

また、この政策は個人事業者（个体工商户）についても同様に適用されます。

### ■ 小型微利企業の条件

「小型微利企業」の定義は国家税務総局の 2019 年第 2 号公告に規定されており、国家の規制・禁止業種ではなく下記の 3 つの要件を満たす企業になります。

- ① 年間課税所得：300 万元以下
- ② （年間平均）従業員数：300 人以下
- ③ （年間平均）資産総額：5,000 万元以下

従業員数と資産総額の「年間平均」数値は、四半期ごとに申告を行う企業の場合は、まず各四半期の期初と期末の数値を足して 2 で除した数値をそれぞれ計算して第 1 四半期から第 4 四半期の 4 つの数値を合計して 4 で除した数値です。

2019 年度に上記の要件に該当した企業は、企業所得税の納税にあたり、所得 100 万元までの部分は、所得を 4 分の 1 にして税率 20% で企業所得税を計算（実質税金負担率 5%）し、所得 100 万元を超えて 300 万元までの部分は、所得を 2 分の 1 にして税率 20% で企業所得税を計算（実質税金負担率 10%）して申告納付を行っています。2020 年の税負担については 2019 年度と同じ方法で計算を行うことができます。

なお、年の中途（第 3 四半期）で、「小型微利企業」の要件を満たさなくなった場合には、税金計算が企業所得税本法の規定（課税所得に 25% の税率を乗じて計算）になるだけでなく、本公告による納税時期の猶予も適用できなくなります。